

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則を公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年福井県規則第三十九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の施行については、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)および廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第二条 法第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第一号)によるものとする。

2 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、または法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(様式第二号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第三条 省令第四条の四第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第三号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請等)

第三条の二 省令第四条の四の二の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第三号の二)によるものとする。

2 省令第四条の四の四の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(様式第三号の三)によるものとする。

追加[平成二三年規則一五号]

(特定一般廃棄物処理施設の状況等の報告)

第四条 省令第四条の十七の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第四号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第五条 省令第五条の三第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第五号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第六条 省令第五条の四の二第一項および省令第五条の九の二第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第六号)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第七条 省令第五条の五第一項および省令第五条の十第一項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第七号)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第八条 省令第五条の五の二第一項(省令第五条の五の四の規定により準用する場合を含む。)および省令第五条の十の二第一項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第八号)によるものとする。

一部改正[平成二三年規則一五号]

(一般廃棄物処理施設等の設置者に係る欠格要件該当の届出)

第八条の二 省令第五条の五の三または第十二条の十一の三の届出書は、一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の設置者に係る欠格要件該当届出書(様式第八号の二)によるものとする。

追加[平成二五年規則三四号]

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請等)

第八条の三 省令第五条の五の五第一項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(様式第八号の三)によるものとする。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の規定により熱回収施設設置者の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第八号の四)を交付するものとする。

追加[平成二三年規則一五号]、一部改正[平成二五年規則三四号]

(一般廃棄物の認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第八条の四 省令第五条の五の十第一項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(様式第八号の五)によるものとする。

追加〔平成二三年規則一五号〕、一部改正〔平成二五年規則三四号〕

(一般廃棄物の熱回収に関する報告)

第八条の五 省令第五条の五の十一第一項の報告書は、熱回収報告書(様式第八号の六)によるものとする。

追加〔平成二三年規則一五号〕、一部改正〔平成二五年規則三四号〕

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第九条 法第九条の三第一項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第九号)によりするものとする。

一部改正〔平成一八年規則九号〕

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第十条 省令第五条の八第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第十号)によるものとする。

一部改正〔平成一八年規則九号〕

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第十一条 省令第五条の十一第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第十一号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る合併または分割の申請)

第十二条 省令第五条の十二第一項の申請書は、合併・分割認可申請書(様式第十二号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第十三条 省令第六条第一項の届出書は、相続届出書(様式第十三号)によるものとする。

(産業廃棄物処理業者等に係る欠格要件該当の届出)

第十三条の二 省令第十条の十の三または第十条の二十四の届出書は、産業廃棄物処理業者(特別管理産業廃棄物処理業者)に係る欠格要件該当届出書(様式第十三号の二)によるものとする。

追加〔平成二五年規則三四号〕

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第十四条 省令第十二条の七の十七第一項の届出書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第十四号)によりするものとする。

2 省令第十二条の七の十七第四項の受理書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書(様式第十五号)によるものとする。

3 省令第十二条の七の十七第五項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(様式第十六号)によりするものとする。

追加〔平成一六年規則二二号〕、一部改正〔平成二三年規則一五号〕

(廃棄物再生事業者の登録の申請等)

第十五条 政令第十七条第一項の申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第十七号)によるものとする。

2 政令第十九条の登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(様式第十八号。以下「登録証明書」という。)によるものとする。

3 政令第二十条の規定による届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(様式第十九号)によりするものとする。

4 政令第二十一条の規定による届出は、廃棄物再生事業者事業場廃止(休止・再開)届出書(様式第二十号)によりするものとする。

一部改正〔平成一六年規則二二号・七五号〕

(特定処理施設に係る事故状況等の届出)

第十五条の二 法第二十一条の二第一項の規定による届出は、特定処理施設事故状況等届出書(様式第二十号の二)によりするものとする。

追加〔平成二五年規則三四号〕

(許可証等の再交付の申請等)

第十六条 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の規定により許可を受けた者、法第二十条の二第一項の登録を受けた者または法第九条の二の四第一項、法第十二条の七第一項および法第十五条の三の三第一項の規定により認定を受けた者(以下これらを「許可等を受けた者」という。)は、それぞれ交付された許可証、登録証明書または認定証(以下「許可証等」という。)を破り、汚し、もしくは失ったとき、または当該許可証等

に掲げる届出事項を変更したときは、許可証等再交付申請書(様式第二十一号)に当該許可証等を添えて(許可証等を失ったときを除く。)、その再交付を申請することができる。

2 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに許可証等(第四号の場合にあっては、発見した許可証等)を知事に返納(事業の休止または停止の場合は、休止または停止の期間中の一時返納)しなければならない。

一 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の許可(以下この号において「許可」という。)、法第二十条の二第一項の登録ならびに法第九条の二の四第一項、法第十二条の七第一項および法第十五条の三の三第一項の認定(以下この号において「認定」という。)を取り消されたときまたは許可および認定が失効したとき。

二 許可、登録または認定に係る事業または施設の全部を廃止または休止したとき。

三 許可に係る事業または施設使用の停止を命ぜられたとき。

四 前項の再交付を受けた場合において、失った許可証等を発見したとき。

一部改正[平成一六年規則二二号・二三年一五号・二五年三四号・三〇年一八号]

(許可等の更新の申請時期)

第十七条 前条第一項に規定する許可等を受けた者は、当該許可等の有効期間の満了の後引き続き当該許可等に係る業を行おうとするときは、当該許可等の有効期間が満了する一月前(法第十四条第六項および法第十四条の四第六項の規定により許可を受けた者または法第九条の二の四第一項および法第十五条の三の三第一項の規定により認定を受けた者にあっては、二月前)までに、当該許可等の更新の申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正[平成一六年規則二二号・三一年二四号]

(提出書類の部数および経由)

第十八条 法、政令、省令およびこの規則(以下「法令」と総称する。)の規定により提出する書類のうち別表第一の上欄に掲げるものの部数は、正本一部および副本一部(政令第五条の二に規定する一般廃棄物処理施設に係る法第八条第一項の許可および法第九条第一項の許可の申請ならびに政令第七条の二に規定する産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可および法第十五条の二の六の許可の申請にあっては、正本一部および副本十部)とし、それぞれ同表の下欄に掲げる健康福祉センター所長を経由して知事に提出するものとする。

2 法令の規定により提出する書類のうち別表第二の上欄に掲げるものの部数は、正本一部とし、それぞれ同表の下欄に掲げる健康福祉センター所長に提出するものとする。

一部改正[平成一六年規則二二号・二三年一五号・二五年三四号・三一年二四号]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書および届出書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)の相当規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則第七条第二項の規定により交付された廃棄物再生事業者登録証明書は、新規則第十四条第二項の規定により交付された廃棄物再生事業者登録証明書とみなす。

附 則(平成一六年規則第二二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書および届出書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成一六年規則第七五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一八年規則第九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年三月三日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 改正前の児童福祉法施行細則、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、行旅病人、行旅死亡人およびその同伴者の救護ならびに取扱規則、福井県団体営土地改良事業補助金交付規則、福井県立自然公園条例施行規則、身体障害者福祉法施行細則、福井県県税犯則事件取締執行規則、災害救助法施行細則、福井県県税条例施行規則、知的障害者福祉法施行細則、老人福祉法施行細則、福井県屋外広告物条例施行規則、福井県訓練手当支給規則、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則、福井県消防賞じゆつ金および殉職者特別賞じゆつ金規則、福井県市町村振興資金貸付基金条例施行規則、土地改良法施行細則、福井県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則、福井県営土地改良事業換地清算事務取扱規則、福井県自然環境保全条例施行規則、母子及び寡婦福祉法施行細則、生活保護法施行細則、福井県ふるさと海浜公園の設置および管理に関する条例施行規則、福井県青少年愛護条例施行規則、福井県福祉のまちづくり条例施行規則、特定非営利活動促進法施行細則、福井県環境影響評価条例施行規則、介護保険法施行細則、福井県介護保険財政安定化基金条例施行規則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、福井県土採取規制条例施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、福井県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則、および福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の規定に基づき安全安心センターの指定の手続および特定住宅団地等を定める規則に定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二三年規則第一五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二五年規則第三四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三〇年三月三〇日規則第一八号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日規則第二四号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日規則第二四号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第一（第十八条関係）

提出書類	経由機関
産業廃棄物処理計画書（省令様式第二号の八）	主たる事業場の所在地を所管する健康福祉センター所長
産業廃棄物処理計画実施状況報告書（省令様式第二号の九）	
特別管理産業廃棄物処理計画書（省令様式第二号の十三）	
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（省令様式第二号の十四）	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書（省令様式第	

五号の二)	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書(省令様式第五号の四)	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更(廃止)届出書(省令様式第五号の五)	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書(省令様式第五号の七)	
産業廃棄物処分業許可申請書(省令様式第八号)	
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令様式第十号)(産業廃棄物処分業に限る。)	
産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書(省令様式第十一号)(産業廃棄物処分業に限る。)	
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書(省令様式第十四号)	
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令様式第十六号)(特別管理産業廃棄物処分業に限る。)	
特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書(省令様式第十七号)(特別管理産業廃棄物処分業に限る。)	
有害使用済機器保管等届出書(省令様式第三十五号の二)	
有害使用済機器保管等変更届出書(省令様式第三十五号の三)	
有害使用済機器保管等廃止届出書(省令様式第三十五号の四)	
産業廃棄物処理業者(特別管理産業廃棄物処理業者)に係る欠格要件該当届出書(様式第十三号の二)(産業廃棄物収集処分業者および特別管理産業廃棄物処分業者に係るものに限る。)	
廃棄物再生事業者登録申請書(様式第十七号)	
廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(様式第十九号)	
廃棄物再生事業者事業場廃止(休止・再開)届出書(様式第二十号)	
許可証等再交付申請書(様式第二十一号)(産業廃棄物収集運搬業および特別管理産業廃棄物収集運搬業ならびに一般廃棄物処理施設および産業廃棄物処理施設に係る許可証を除く。)	
産業廃棄物処理施設設置許可申請書(省令様式第十八号)	施設の所在地を所管する健康福祉センター所長
産業廃棄物処理施設使用前検査申請書(省令様式第十九号)	
産業廃棄物処理施設定期検査申請書(省令様式第二十号の二)	
特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書(省令様式第二十一号)	
産業廃棄物処理施設変更許可申請書(省令様式第二十二号)	
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書(省令様式第二十三号)	
産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(省令様式第二十四号)	
産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書(省令様式第二十五号)	
熱回収施設設置者認定申請書(省令様式第二十五号の二)	
熱回収施設休廃止等届出書(省令様式第二十五号の四)	
熱回収報告書(省令様式第二十五号の五)	
産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(省令様式第二十六号)	
合併・分割認可申請書(省令様式第二十七号)	
相続届出書(省令様式第二十八号)	
一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第一号)	
一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第三号)	
一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第三号の二)	
特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第四号)	
一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第五号)	
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第六号)	
一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第七号)	
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第八号)	
一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の設置者に係る欠格要件該当届出書(様式第八号の二)	
熱回収施設設置者認定申請書(様式第八号の三)	
熱回収施設休廃止等届出書(様式第八号の五)	

熱回収報告書(様式第八号の六)
一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第九号)
一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第十号)
一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第十一号)
合併・分割認可申請書(様式第十二号)
相続届出書(様式第十三号)
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第十四号)
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(様式第十六号)
特定処理施設事故状況等届出書(様式第二十号の二)
許可証等再交付申請書(様式第二十一号)(一般廃棄物処理施設および産業廃棄物処理施設に係る許可証に限る。)

全部改正[平成二五年規則三四号]、一部改正[平成二五年規則三四号・三〇年一八号・三一年二四号]

別表第二(第十八条関係)

提出書類	提出先
産業廃棄物事業場外保管届出書(省令様式第二号の四)	事業場の所在地を所管する健康福祉センター所長
産業廃棄物事業場外保管変更届出書(省令様式第二号の五)	
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書(省令様式第二号の六)	
特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書(省令様式第二号の十)	
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書(省令様式第二号の十一)	
特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書(省令様式第二号の十二)	
産業廃棄物管理票交付等状況報告書(省令様式第三号)	
措置内容等報告書(省令様式第四号)	
措置内容等報告書(省令様式第五号)	
産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令様式第六号)	
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令様式第十号)(産業廃棄物収集運搬業に限る。)	
産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書(省令様式第十一号)(産業廃棄物収集運搬業に限る。)	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令様式第十二号)	
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令様式第十六号)(特別管理産業廃棄物収集運搬業に限る。)	
特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書(省令様式第十七号)(特別管理産業廃棄物収集運搬業に限る。)	
産業廃棄物処理業者(特別管理産業廃棄物処理業者)に係る欠格要件該当届出書(様式第十三号の二)(産業廃棄物収集運搬業者および特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係るものに限る。)	
許可証等再交付申請書(様式第二十一号)(産業廃棄物収集運搬業および特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可証に限る。)	
土地の形質の変更届出書(省令様式第三十五号)	指定区域の所在地を所管する健康福祉センター所長

追加[平成二五年規則三四号]、一部改正[平成三〇年規則一八号・三一年二四号]

様式第1号 (第2条関係)  
 様式第1号(第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

福井県知事 様 丁  
 申請者 住 所

氏 名  
 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)  
 電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※許可年月日		年 月 日
※許可番号		第 号
一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積および埋立容量)		$m^3/日$ ( )時間 $t/日$ ( )時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方法	
	一般廃棄物処理施設の構造および設備	
	処理に伴い生ずる排ガスおよび排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

## (第2面)

*一般廃棄物 処理施設の 維持管理に 関する計画 に係る事項	排ガスの性状、放流水の水 質等について周辺地域の生 活環境の保全のため達成す ることとした数値	
	排ガスの性状および放流水 の水質の測定頻度に関する 事項	
	その他一般廃棄物処理施設 の維持管理に関する事項	
*災害防止の ための計画 に係る事項 (一般廃棄 物の最終処 分場である 場合)	一般廃棄物の飛散および流 出の防止に関する事項	
	公共の水域および地下水の 汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する 事項	
	その他最終処分場に係る災 害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃 棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分                      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分                      委託処分
	処分方法	
*埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
*一般廃棄物の搬入および搬出の時間およ び方法に関する事項		



## (第3面)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	年 月 日		
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	年 月 日		
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

## (第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主または出資をしている者がるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名または名称	生年月日 (個人である場合)	保有する株式の数 または出資の金額 割合	本籍(個人である場合) 住所	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

## 備考

- ※印の欄には記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設または最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- \*印の欄の記載については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図を記載すること。
  - 一般廃棄物処理施設の構造および設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図および構造図
  - 排ガスおよび排水の処理方法については、処理系統図
- \*印の欄にその記載事項のすべてを記載することができない場合には、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載欄が不足する場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

全部改正〔平成25年規則34号〕、一部改正〔令和3年規則24号〕

様式第2号(第2条関係)  
様式第2号(第2条関係)

一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証

年 月 日

住 所 (法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その  
名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 第9条第1項 の規定により 設置 変更 の許可を受けた一  
般廃棄物処理施設であることを証する。

福井県知事

印

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
施設の種類および処理 する一般廃棄物の種類	
設 置 場 所	
処 理 能 力	
許 可 の 条 件	
留 意 事 項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第3号)を提出し、職員の検査を受けること。

様式第3号(第3条関係)  
様式第3号(第3条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

福井県知事 様

住 所 (法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地)

申請者

氏 名 (法人にあっては、その  
名称および代表者の氏名)

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設がしゅん工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する使用前検査を申請します。

施設設置または変更の 許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
設 置 場 所	
しゅん工年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

様式第3号の2 (第3条の2関係)  
様式第3号の2(第3条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

福井県知事 様

住所 ( 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 )  
申請者  
氏名 ( 法人にあっては、その名称および代表者の氏名 )  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号

追加 [平成23年規則15号]、一部改正 [令和3年規則24号]

様式第3号の3 (第3条の2関係)  
様式第3号の3(第3条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

福井県知事

印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日

追加 [平成23年規則15号]

様式第4号(第4条関係)  
様式第4号(第4条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書( 年度)

年 月 日

福井県知事 様

住 所 (法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地)

報告者

氏 名 (法人にあっては、その  
名称および代表者の氏名)

電話番号

次のとおり特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により報告します。

施設設置の許可年月日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
設 置 場 所	
埋立処分開始年月	年 月
埋立処分終了予定年月	年 月
放流水の水質および当該測定に係る放流水を採取した年月日	年 月 日
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分終了後に行う維持管理の内容	
埋立処分終了後に行う維持管理に必要な費用の額およびその算定の基礎の概要	

備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に  
係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第2項第14号ハ  
およびダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準  
を定める省令(平成12年総理府・厚生省令第2号)第1条第3号ロの規定により測定したも  
のを記載すること。

一部改正〔平成23年規則15号〕

様式第5号（第5条関係）  
 様式第5号（第5条関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

福井県知事 様

〒  
 申請者 住 所

氏 名  
 （法人にあつては、名称および代表者の氏名）  
 電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許 可 年 月 日		年 月 日	
許 可 番 号		第 号	
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 （当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	変 更 前	変 更 後
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積および埋立容量）	変 更 前	変 更 後
		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
		面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
*一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日			
※ 許 可 年 月 日			
※ 許 可 番 号			



## (第2面)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	年 月 日		
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	年 月 日		
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主または出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名または名称	生年月日 (個人である場合)	保有する株式の数 または出資の金額 割合	本籍(個人である場合) 住所	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

## 備考

- ※印の欄には記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設または最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- \*印の欄の記載については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図、数値を変更前と変更後の内容を対照させて記載すること。
  - 一般廃棄物処理施設の構造および設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図および構造図
  - 排ガスおよび排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - 排ガスまたは排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第2項に規定するばい煙量もしくはばい煙濃度またはダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設のときは生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場のときは排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する排水基準に掲げる項目およびダイオキシン類に係る変更後の数値
- \*印の欄にその記載事項のすべてを記載することができない場合には、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前および変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載欄が不足する場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

全部改正〔平成25年規則34号〕、一部改正〔令和3年規則24号〕

様式第6号(第6条関係)  
 様式第6号(第6条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

福井県知事 様

住所 (法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地)

届出者

氏名 (法人にあっては、その  
名称および代表者の氏名)

(市町にあっては、その名称および代表者の氏名)

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第3項 第9条の3第11項 の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
施設設置の許可(届出)年月日		年	月 日
許可番号		第	号
変更の内容	*省令第5条の2に規定する軽微な変更		
	法第8条第2項第1号に掲げる事項の変更		
	*省令第5条の4第1号から第5号までに掲げる事項の変更		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
	年月日		
	年月日		
廃止もしくは休止または再開の別			
廃止もしくは休止または再開の理由			
廃止もしくは休止または再開の年月日		年	月 日

備考

- \*印の欄については、できる限り図表を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができない場合には、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載欄が不足する場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前および変更後の内容を対照させるものとする。

一部改正〔平成18年規則9号・23年15号・令和3年24号〕

様式第7号 (第7条関係)  
 様式第7号(第7条関係)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

福井県知事 様

住 所 (法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあっては、その  
名称および代表者の氏名)

(市町にあっては、その名称および代表者の氏名)

電話番号

次のとおり一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第4項 第9条の3第11項 の規定により届け出ます。

施設の廃止までの間の 管理予定者およびその 連 絡 先	住所または所在地	
	氏名または名称	
	電 話 番 号	
設 置 場 所		
施設設置の許可年月日 または届出年月日	年	月 日
許 可 番 号	第	号
埋 立 地 の 面 積	m <sup>2</sup>	
埋 立 て の 深 さ	m	
覆 土 の 厚 さ	m	
埋 立 処 分 の 方 法		

埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋立てた廃棄物の種類、数量および性状	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )	性 状

一部改正 [平成18年規則 9号・23年15号・令和3年24号]

様式第8号(第8条関係)  
 様式第8号(第8条関係)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

福井県知事 様

住 所 (法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地)

申請者

氏 名 (法人にあっては、その  
名称および代表者の氏名)

電話番号

次のとおり一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃  
 第9条第5項  
 に関する法律第9条の2の3第2項の規定により申請します。  
 第9条の3第11項

設 置 場 所		
施設設置の許可年月日 または届出年月日	年 月 日	
許 可 番 号	第 号	
埋立てた一般廃棄物の 種類および数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋 立 地 の 面 積	m <sup>2</sup>	
埋 立 て の 深 さ	m	
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息および害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部および周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

備考

- 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 2 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
- 3 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号に規定する覆いをいう。

一部改正〔平成23年規則15号〕

様式第8号の2 (第8条の2関係)  
 様式第8号の2(第8条の2関係)

一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の設置者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

福井県知事 様 干  
 届出者 住 所

氏 名  
 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)  
 電話番号

一般廃棄物処理施設  
 産業廃棄物処理施設 の設置者に係る欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第

9条第6項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の設置の場所	
一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の種類	
許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
*該当するに至った欠格要件	法第7条第5項第4号(イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・チ・リ・ヌ) 法第14条第5項第2号(イ・ハ・ニ・ホ)
当該欠格要件に該当するに至った 具体的事由	
当該欠格要件に該当するに至った 年月日	年 月 日

備考

\*印の欄については、該当する要件を囲むこと。  
 追加 [平成25年規則34号]、一部改正 [令和3年規則24号]



様式第8号の3 (第8条の3関係)  
 様式第8号の3(第8条の3関係)

熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

申請者

氏 名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類および図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※認定の年月日		年 月 日
※認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類およびその設備の能力	
	*設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	*設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日		年 月 日
許可番号		第 号

## 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 \*印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、\*印の欄にその記載事項のすべてを記載することができない場合には、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置および構造、熱回収により得られる熱量およびその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機または熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量およびその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

追加〔平成23年規則15号〕、一部改正〔平成25年規則34号・令和3年24号〕

様式第8号の4 (第8条の3関係)  
様式第8号の4(第8条の3関係)

熱回収施設設置者認定証

第 年 月 日  
年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

福井県知事

印

認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱 回 収 施 設 の 設 置 の 場 所	
熱 回 収 の 方 法	
熱 回 収 に 必 要 な 設 備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止もしくは休止した当該施設を再開したときまたは熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

追加 [平成23年規則15号]、一部改正 [平成25年規則34号]

様式第8号の5（第8条の4関係）  
 様式第8号の5（第8条の4関係）

熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

届出者

氏 名

（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類および図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日および認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止または再開したとき	理由	（廃止・休止・再開の別）
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	*変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日

備考

- \*印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができない場合には、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前および変更後の内容を対照させるものとする。

追加〔平成23年規則15号〕、一部改正〔平成25年規則34号・令和3年24号〕

様式第8号の6 (第8条の5関係)  
様式第8号の6(第8条の5関係)

熱回収報告書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

報告者

氏 名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
年4月1日から 年3月31日までの 年間の熱回収率	%

備考

熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載することとし、かつ、熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付すること。

追加 [平成23年規則15号]、一部改正 [平成25年規則34号・令和3年24号]

様式第9号(第9条関係)  
 様式第9号(第9条関係)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

福井県知事 様

名 称  
 届出者  
 代表者の氏名  
 電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所							
一般廃棄物処理施設の種類							
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類							
着工予定年月日	年 月 日						
使用開始予定年月日	年 月 日						
※届出年月日	年 月 日						
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積および埋立容量)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td><math>m^3/日</math>( )時間</td> </tr> <tr> <td><math>t/日</math>( )時間</td> </tr> <tr> <td><math>m^3/時間</math></td> </tr> <tr> <td><math>t/時間</math></td> </tr> <tr> <td>埋立地の面積 <math>m^2</math></td> </tr> <tr> <td>埋立容量 <math>m^3</math></td> </tr> </table>	$m^3/日$ ( )時間	$t/日$ ( )時間	$m^3/時間$	$t/時間$	埋立地の面積 $m^2$	埋立容量 $m^3$
$m^3/日$ ( )時間							
$t/日$ ( )時間							
$m^3/時間$							
$t/時間$							
埋立地の面積 $m^2$							
埋立容量 $m^3$							
<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">一般廃棄物処理施設の位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理施設の処理方式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理施設の構造および設備</td> <td></td> </tr> </table>	一般廃棄物処理施設の位置		一般廃棄物処理施設の処理方式		一般廃棄物処理施設の構造および設備		
	一般廃棄物処理施設の位置						
	一般廃棄物処理施設の処理方式						
一般廃棄物処理施設の構造および設備							

* 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	処理に伴い生ずる排ガスおよび排水	量	
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)	
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
		その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
* 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項		排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
		排ガスの性状および放流水の水質の測定頻度に関する事項	
		その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
* 災害防止のための計画に係る事項(一般廃棄物の最終処分場である場合)		一般廃棄物の飛散および流出の防止に関する事項	
		公共の水域および地下水の汚染の防止に関する事項	
		火災の発生の防止に関する事項	

	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区 分	自己処分                      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区 分	自己処分                      委託処分
	処分方法	
* 埋立処分の計画 (最終処分場の場合)		
* 一般廃棄物の搬入および搬出の時間および方法に関する事項		

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設または最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 \*印の欄の記載については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図を記載すること。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造および設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図および構造図
  - (2) 排ガスおよび排水の処理方法については、処理系統図
- 5 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

一部改正〔令和3年規則24号〕



様式第10号 (第10条関係)  
 様式第10号(第10条関係)

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

福井県知事 様

名 称  
 届出者 代表者の氏名  
 電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設を変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
施設設置の届出年月日		年 月 日	
変	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変 更 前	変 更 後
更	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積および埋立容量)	変 更 前	変 更 後
		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
容	*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	*一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 の 理 由			

着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日

#### 備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設または最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 3 \*印の欄については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図、数値を変更前と変更後の内容を対照させて記載すること。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造および設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図および構造図
  - (2) 排ガスまたは排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (3) 排ガスまたは排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量もしくはばい煙濃度またはダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設のときは生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場のときは排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目およびダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

一部改正〔平成23年規則15号・令和3年24号〕

様式第11号 (第11条関係)  
 様式第11号(第11条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書

年 月 日

福井県知事 様 干  
 申請者 住 所

氏 名  
 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)  
 電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の譲受け借受けの許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により申請します。

譲受けまたは借受けの相手方	住 所	
	氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)	
一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 番 号		第 号
※ 譲受けまたは借受けの許可年月日		年 月 日
※ 譲受けまたは借受けの許可番号		第 号

## (第2面)

申請者		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	年 月 日	
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	年 月 日	
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主または出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数		株	出資の額	円
(ふりがな) 氏名または名称	生年月日 (個人である場合)	保有する株式の数 または出資の金額	本籍(個人である場合)	
		割合	住所	
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

## 備考

- 1 ※欄には記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載欄が不足する場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

全部改正〔平成25年規則34号〕、一部改正〔令和3年規則24号〕

様式第12号 (第12条関係)  
 様式第12号(第12条関係)

合併・分割認可申請書

年 月 日

福井県知事 様

所在地  
 申請者 名称  
 代表者の氏名  
 電話番号

次のとおり法人の合併または分割について認可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 施設設置の許可年月日	年 月 日
④ 許 可 番 号	第 号
⑤ 合併後存続する法人もしくは は合併により設立される法人 または分割により当該一般 廃棄物処理移設を承継する 法人の所在地、名称および 代表者の氏名	所在地
	名 称
	代表者の氏名
⑥ 合併または分割の方法および条件	
⑦ 合併または分割の理由	
⑧ 合併または分割の時期	
※ 認 可 年 月 日	年 月 日
※ 認 可 番 号	第 号

⑨役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

⑩発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主または出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額	円
(ふりがな) 氏名	生年月日 (個人である場合)	保有する株式の数 または出資の金額	本籍(個人である場合)
		割合	住所または所在地
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

⑪政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

⑫合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

⑬合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となるもの(当該株主または出資をしている者となるものがあるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額	円
(ふりがな) 氏名	生年月日 (個人である場合)	保有する株式の数 または出資の金額	本籍(個人である場合)
		割合	住所または所在地
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

⑭合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者(当該使用人となる者がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

備考

- ※欄には記入しないこと。
- 申請は、合併または分割の当事者の連名で行うこと。
- ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載欄が不足する場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
- ⑨および⑭の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

全部改正〔平成23年規則15号〕、一部改正〔令和3年規則24号〕



様式第13号 (第13条関係)  
 様式第13号(第13条関係)

(第1面)  
 相続届出書

年 月 日

福井県知事 様 干  
 届出者 住 所  
 氏 名  
 電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄		
被相続人の氏名および 死亡時の住所	氏 名	
	住 所	
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 場 所		
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類		
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 番 号		第 号
相 続 の 開 始 年 月 日		年 月 日

## (第2面)

相続人		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	年 月 日	
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

## 備考

「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載欄が不足する場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

全部改正〔平成25年規則34号〕、一部改正〔令和3年規則24号〕

様式第13号の2 (第13条の2 関係)  
 様式第13号の2(第13条の2関係)

産業廃棄物処理業者(特別管理産業廃棄物処理業者)に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

福井県知事 様 届出者 住 所

氏 名  
 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)  
 電話番号

産業廃棄物収集運搬業者  
 産業廃棄物処分業者  
 特別管理産業廃棄物収集運搬業者  
 特別管理産業廃棄物処分業者

に係る欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法

律 第14条の2第3項 において準用する同法第7条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。  
 第14条の5第3項

許可の年月日	
許可番号	
*該当するに至った欠格要件	法第14条第5項第2号(イ・ハ・ニ・ホ)
当該欠格要件に該当するに至った 具体的事由	
当該欠格要件に該当するに至った 年月日	年 月 日

備考

\*印の欄については、該当する要件を囲むこと。  
 追加 [平成25年規則34号]、一部改正 [令和3年規則24号]

様式第14号 (第14条関係)

様式第14号(第14条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

年 月 日

福井県知事

様

〒

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあつては、その名称および代表者の氏名)

電話番号

次のとおり産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日	年	月 日
産業廃棄物処理施設に係る許可番号		
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積および残余の埋立容量)		$m^3/日$ ( )時間 $t/日$ ( )時間 $m^3/時間$ $t/時間$ (埋立地の面積 $m^2$ ) (埋立容量 $m^3$ )
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	種 類	処理量の見込み
		$t/日$ ( )時間
		$t/日$ ( )時間
		$t/日$ ( )時間
		$t/日$ ( )時間
一般廃棄物処理の開始予定日	年	月 日
備考		
1 産業廃棄物処理施設の種類については、破碎施設、焼却施設または最終処分場(管理型)の別を記入すること。 2 次に掲げる書類を添付すること。 (1) 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5の許可証の写し (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類 イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項に規定する許可を受けたことを示す書類 ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類 ハ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号または第6号に該当する者であることを示す書類 ニ 政令第5条の9の認定証の写し		

追加 [平成16年規則22号]、一部改正 [平成23年規則15号・令和3年24号]

様式第15号 (第14条関係)  
様式第15号 (第14条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書

第 号  
年 月 日

住 所 (法人にあっては、その主  
たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名  
称および代表者の氏名) 様

福井県知事 印

次のとおり産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受理したので、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により受理書を交  
付します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する 産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する 一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日	年 月 日
産業廃棄物処理施設に係る許可番号	
法第15条の2第4項の規定により 産業廃棄物処理施設に係る法第15 条第1項の許可に付された条件	

追加 [平成16年規則22号]、一部改正 [平成23年規則15号]

様式第16号 (第14条関係)  
 様式第16号(第14条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書

年 月 日

福井県知事 様

〒  
 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあっては、その名称および代表者の氏名)  
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出に係る  
 (産業廃棄物処理施設の種類に変更があつたので、  
 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があつたので、  
 一般廃棄物の処理の事業を廃止したので、)

省令第12条の7の17第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類	変更前	変更後
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	変更前	変更後
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日	年	月 日
産業廃棄物処理施設に係る許可番号		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出の受理年月日	年	月 日
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出の受理番号		
変 更 ( 廃 止 ) 年 月 日	年	月 日
備考		
1 産業廃棄物処理施設の種類については、破碎施設、焼却施設または最終処分場(管理型)の別を記入すること。		
2 当該産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の7の17第4項の受理書を添付すること。		

追加 [平成16年規則22号]、一部改正 [平成23年規則15号・令和3年24号]

様式第17号 (第15条関係)  
様式第17号(第15条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

福井県知事 様

〒

住 所 (法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地)

申請者

氏 名 (法人にあっては、その  
名称および代表者の氏名)

電話番号

次のとおり廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条の規定により申請します。

事業の内容		
事務所の名称および所在地		電話番号
事業所の名称および所在地		電話番号
事業の用に供する施設	種類および数量	
	構造および設備の概要	
経理的基礎に関する資料		

一部改正 [平成16年規則22号・75号・令和3年24号]

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所 (法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その  
名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第19条の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録をしたことを証明します。

年 月 日

福井県知事

印

1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号 第 号

3 事業場の所在地

4 廃棄物の再生に係る事業内容  
一部改正〔平成16年規則22号・75号〕



様式第19号 (第15条関係)  
様式第19号(第15条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

福井県知事 様

住 所 (法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあっては、その  
名称および代表者の氏名)

電話番号

次のとおり廃棄物再生事業者の登録事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
変 更 事 項	
変 更 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

一部改正 [平成16年規則22号・75号・令和3年24号]

様式第20号 (第15条関係)  
様式第20号(第15条関係)

廃棄物再生事業者事業場廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

福井県知事 様

住 所 (法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあつては、その  
名称および代表者の氏名)

電話番号

廃止

次のとおり廃棄物再生事業に係る事業場を休止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により届け出ます。

る法律施行令第21条の規定により届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
廃止、休止または 再開の理由	
廃止または再開の 年 月 日	年 月 日
休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

一部改正〔平成16年規則22号・75号・令和3年24号〕

様式第20号の2（第15条の2関係）  
様式第20号の2(第15条の2関係)

特定処理施設事故状況等届出書

年 月 日

福井県知事 様

〒  
届出者 住 所

氏 名  
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、特定処理施設において発生した事故の状況および講じた措置の概要について届け出ます。

特定処理施設の設置場所	
特定処理施設の種類	
事故発生日時	年 月 日 時 分
*事故の状況	
*講じた措置の概要	

備考

\*印の欄の記載については、できる限り図表を利用すること。  
追加〔平成25年規則34号〕、一部改正〔令和3年規則24号〕

様式第21号 (第16条関係)  
様式第21号(第16条関係)

許可証等再交付申請書

年 月 日

福井県知事 様

住 所 (法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地)

申請者

氏 名 (法人にあつては、その  
名称および代表者の氏名)

電話番号

次のとおり許可証等の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第1項の規定により申請します。

再交付の申請をする 許可証等の種類	
許可、指定または 登録の年月日	年 月 日
許可、指定または 登録の番号	第 号
再交付の理由	

部改正〔平成16年規則22号・令和3年24号〕